

## 電動キックボード ご利用にあたって（注意事項）

今回ご利用いただく電動キックボードは、車両区分上「小型特殊自動車」と位置付けられているため、小型特殊自動車に適用される道路交通法上のルールを遵守する必要があります。そのため、原付免許のみ保有の方はご乗車いただけません。

### 1: 乗車前の注意事項

- ・ヘルメットの着用は義務ではありません。ただし転倒等をした際のリスクを考え、ヘルメットの着用が推奨されています。
- ・飲酒運転は禁止です。
- ・小布施町外には出ないようにしてください。
- ・2人乗りは禁止です。子供を背負って運転するのも禁止です。

### 2: 乗車時の注意事項

- ・運転中は、携帯電話を手に持って、通話やメールの送受信等をしてはいけません。
- ・歩道の走行は禁止です。車道を走行してください。歩道走行・車道逆走などの違反は、警察への届出、処分の対象です。
- ・二段階右折は禁止です。右折時に危険を感じた際は、歩道を押し歩いてください。
- ・普通自転車専用通行帯（通称：自転車レーン）が設置されている道路においては、当該通行帯を走行してください。
- ・車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて一番目の車両通行帯を通行する必要があります。
- ・今回の実証実験では、自転車が規制適用外となっている一方通行路については、電動キックボードも通行が可能となっています。
- ・一時停車中の盗難などには十分お気を付けください。長時間の停車の際は一度ロックをしてください。

### 3: 違反・事故について

- ・駐車違反など、電動キックボード利用において法令に違反した場合、一義的には運転者が責任を負うこととなります。
- ・駐輪・駐車が認められている場所（駐輪場や買い物目的でのコンビニエンスストアでの駐輪スペースなど一時停車可能なエリア）以外で運転者が現場にいない場合、放置駐車違反になります。放置は絶対にやめましょう。
- ・事故が起きたとき
  - ①警察へ届ける。（負傷者がいれば 119 番に通報）
  - ②緊急連絡先へ連絡

事故が起きた時は、ただちに警察への届出（負傷者がいれば 119 番に通報）をお願いします。そのうえで、以下の緊急連絡先までご連絡いただき、事故発生の日時、場所、原因、事故の状況等をお伝えください。

以上